



平成 23 年 7 月 12 日
内閣府（防災担当）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（埼玉県）

- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震について、埼玉県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

| 該当区域 | 支援法 適用日 | 支援法 適用基準 | 住宅被害(世帯) | |
|--------------------------------|------------|-------------|----------|----|
| | | | 全壊 | 半壊 |
| かぞし 加須市(旧北川辺町) ¹ | 3月11日 | 附則第2項第3号 | 2 | 2 |
| くきし 久喜市 | 3月11日 | 第1条第2号 | 10 | 93 |

1 旧市町村単位で適用

2 上記の数値は平成 23 年 7 月 8 日現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

3 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条第 2 号及び附則第 2 項）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び附則第 2 項第 3 号（全壊 10 世帯以上などの市町村を含む都道府県が 2 以上ある場合、における合併市町村に係る特例）に該当することによる。

- 東日本大震災では、青森県、岩手県等において全壊 100 世帯以上等により支援法が適用されている。
- 埼玉県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤, 大部, 藤澤

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）